

令和5年分 贈与税

暦年課税(特例税率)を適用する場合

一般の贈与 編



国税庁

1 はじめに

1.1	本マニュアルについて	3
1.1.1	本マニュアルの範囲	3
1.1.2	用語説明	4
1.1.3	凡例	4

2 申告書作成

2.1	入力事例について	6
2.1.1	事例の概要	6
2.2	操作画面について	7
2.2.1	贈与税の申告書の作成を開始する前に	7
2.2.2	作成開始	7
2.2.3	提出方法の選択等	8
2.2.4	取得財産の入力	8
2.2.5	一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）	9
2.2.6	一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）	10
2.2.7	取得財産の入力結果（一般の贈与）	13
2.2.8	取得財産の入力結果	14
2.2.9	贈与税額計算結果表示	16
2.2.10	過去の贈与税の申告状況の入力	17
2.2.11	住所・氏名等の入力	18

1 はじめに

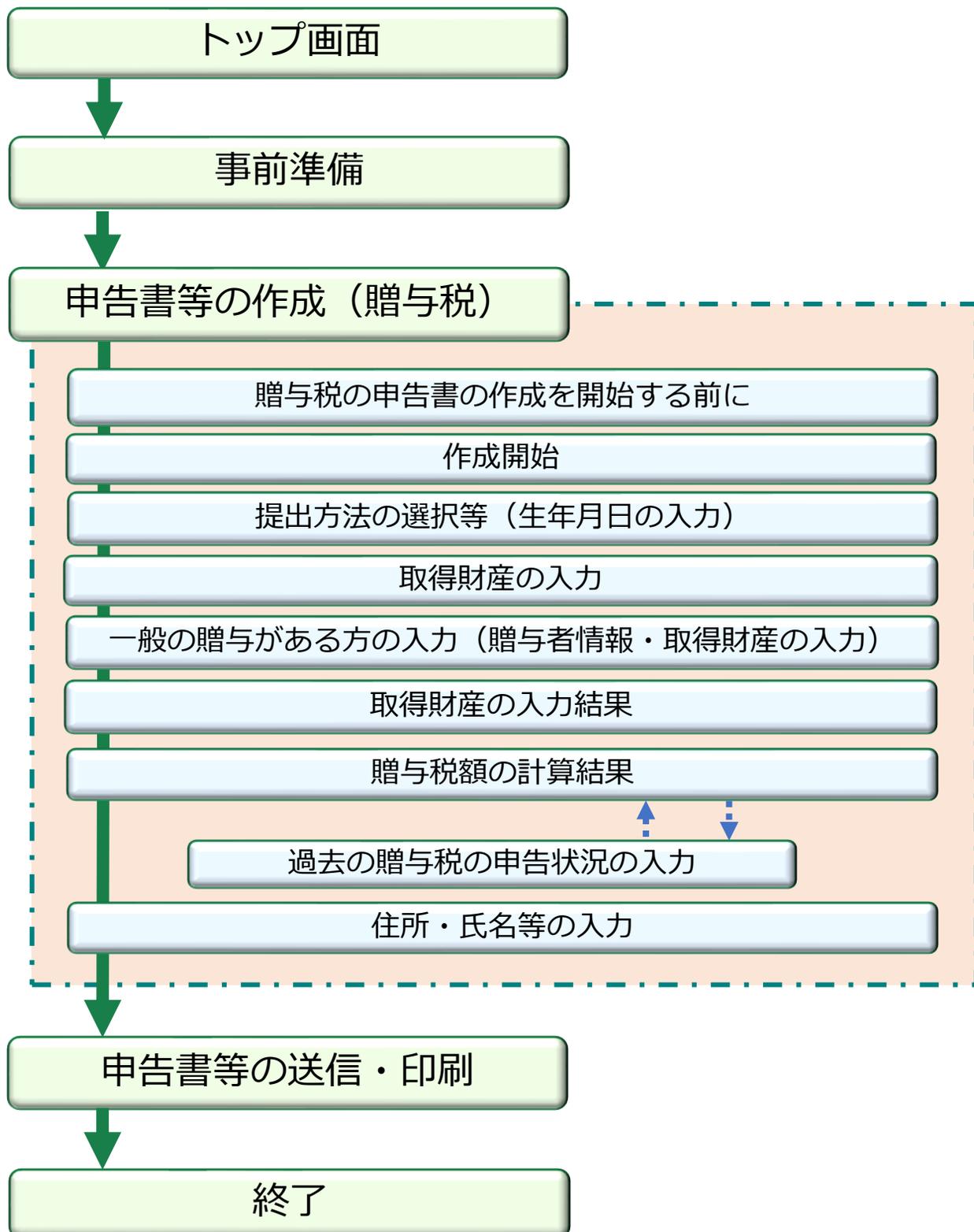
1.1 本マニュアルについて

1.1.1 本マニュアルの範囲

本マニュアルでは、**暦年課税(特例税率)**を適用して**贈与税の申告書を作成**する場合の操作手順について説明します。

本マニュアルの対象範囲は、以下のフロー図の点線枠内のとおりです。

■ 申告書作成のフロー



1.1.2 用語説明

用語	説明
暦年課税	1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算する方式をいいます。
特例贈与財産	暦年課税で計算する贈与財産のうち、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の受贈者（財産をもらった人）が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合の贈与財産のことをいいます。
一般贈与財産	暦年課税で計算する贈与財産のうち、特例贈与財産以外の財産のことをいいます。
特例税率	特例贈与財産に対して適用される税率を「特例税率」といいます。
一般税率	一般贈与財産に対して適用される税率を「一般税率」といいます。

1.1.3 凡例

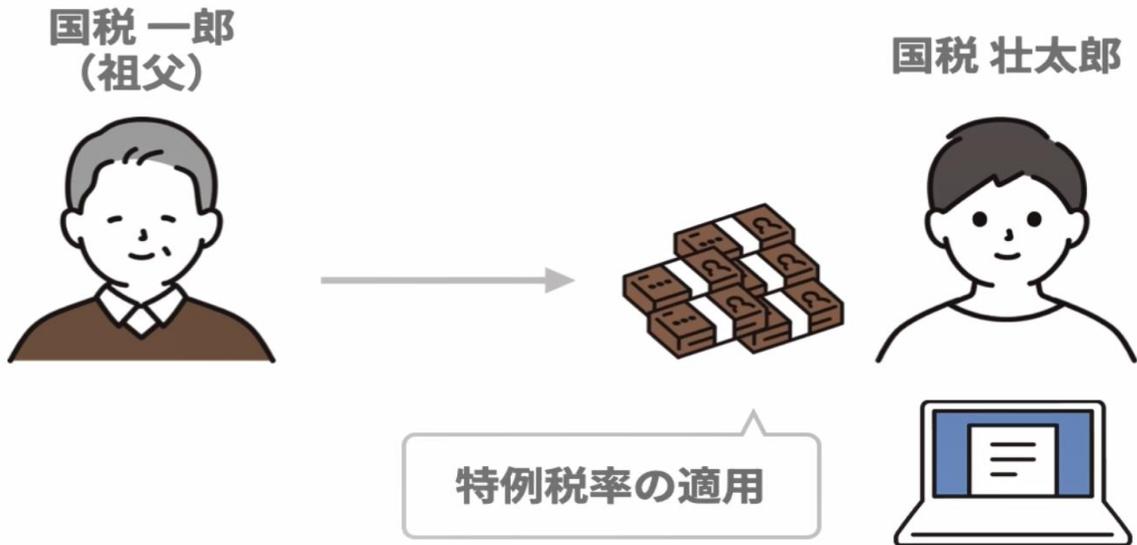
本マニュアルでは、次の記号を使用しています。

凡例	説明
注意	知っておく必要または注意する必要がある事項を記載。
参考	知っておくと便利な補足情報。
参照 ▶	関連説明の参照先。
こんなときは？	このマニュアルの事例に直接関係しない入力事項を記載。

2 申告書作成

2.1 入力事例について

2.1.1 事例の概要



受贈者（財産をもらった人）： 国税壮太郎【申告する人】
贈与者（財産をあげた人）： 祖父（国税一郎）
もらった財産： 現金500万円
申告する方式： 暦年課税（特例税率※）

※確定申告書等作成コーナーでは、続柄・生年月日の入力により自動で税率を判定します。

過去の贈与税の申告状況：
令和4年分に祖父からの贈与について暦年課税（特例税率）を適用
※添付書類として贈与者との続柄を明らかにする書類を麴町税務署へ提出済み

注意

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①または②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに受贈者（財産をもらった人）の戸籍の謄本または抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者（財産をあげた人）の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、過去の贈与税の申告状況の入力を行います（当該書類を重ねて提出する必要はありません。）。

詳しくは、17ページの「2.2.10 過去の贈与税の申告状況の入力」をご確認ください。

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から**基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき**
- ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格※が300万円を超えるとき**

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2.2 操作画面について

2.2.1 贈与税の申告書の作成を開始する前に

「2.1.1 事例の概要」について申告書を作成するため「**贈与税の申告書作成開始**」をクリックします。

贈与税の申告書の作成を開始する前に

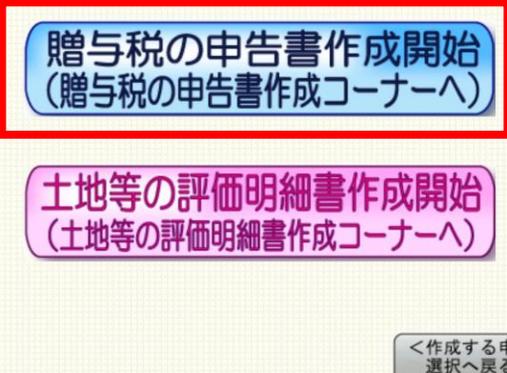
贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評価する必要があります。

贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてください。

※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することができない場合がありますので、事前に[ご利用になれない方](#)をご確認ください。

贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご覧になりたい方は、[よくある質問の財産の評価](#)をご覧ください。

なお、贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で[路線価方式](#)により評価する方で、一定の場合に該当する方は、[土地等の評価明細書作成コーナー](#)を利用して財産の評価を行うことができます。



財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。

※ 現金、預貯金などの贈与を受けた方や、相続時精算課税制度の適用を受ける方も左のボタンをクリックしてください。

土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボタンをクリックしてください。

なお、事前に[ご利用になれない方](#)及び[入力に必要な書類](#)をご確認ください。

< 作成する申告書等の
選択へ戻る

参考

路線価方式により評価を行う土地(地目が宅地)の贈与を受けた方で、一定の場合に該当する方は、「[土地等の評価明細書作成コーナー](#)」を利用して財産の評価を行うことができます。

2.2.2 作成開始

「**贈与税申告書作成開始**」をクリックします。

作成開始



※ 贈与税の申告書作成コーナーからe-Taxで申告書を送信後に、戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ(PDF形式)により送信することができます。
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

< 戻る

2.2.3 提出方法の選択等

受贈者（財産をもらった人）の生年月日を入力し「入力終了」をクリックします。

※ 申告書等の提出方法は「税務署への提出方法の選択」画面（トップページの次の画面）で選んだ提出方法が既に選択されています。

2.2.4 取得財産の入力

一般の贈与（暦年課税）の財産について入力するため「**一般の贈与**」をクリックします。

参考

該当する項目（課税方式）が複数ある場合は、1つの項目について入力を終えた後に、他の項目を選択して入力することができます。

2.2.5 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）

贈与者（財産をあげた人）の氏名、生年月日、続柄などを入力し「入力終了」をクリックします。

一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ 【必須】	[各全角カナ11文字以内] セイ: <input type="text" value="ヨクセイ"/> メイ: <input type="text" value="イチロウ"/>
(2) 贈与者の氏名 漢字 【必須】	[各全角10文字以内] 姓: <input type="text" value="国税"/> 名: <input type="text" value="一部"/>
(3) 贈与者の続柄 【必須】	[その他は全角3文字以内] 祖父 <input type="text"/> ※ 贈与者の続柄が配偶者の父母などの場合は、その他を選択してください。
(4) 贈与者の生年月日 【必須】	昭和 <input type="text" value="8"/> 年 <input type="text" value="11"/> 月 <input type="text" value="03"/> 日
(5) 贈与者の住所	[全角40文字以内] <input type="text" value="千代田区霞が関3丁目1番1号"/>

※ 養子縁組により年の途中で贈与者の直系卑属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

■ 「贈与者の続柄」について

受贈者（財産をもらった人）との続柄について、赤枠内をクリックし、プルダウンリストから該当のものをクリックして選択します。

[その他は全角3文字以内]
- 選択してください -
- 選択してください -
父
母
祖父
祖母
養父
養母
曾祖父
曾祖母
夫
妻
その他

参考

「その他」を選択した場合の入力

①「続柄の入力」欄や②「あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。」の質問が表示されますので、①続柄を入力し、②「はい」または「いいえ」を選択してください。

(3) 贈与者の続柄
【必須】

[その他は全角3文字以内]
その他 **①**
※ 贈与者の続柄が配偶者の父母などの場合は、その他を選択してください。

(4) 贈与者の生年月日
【必須】

昭和 年 月 日

(5) 贈与者の住所

[全角40文字以内]

(6) あなたは、贈与を受けた時において
贈与者の子、孫(直系卑属)ですか。
【必須】

はい いいえ **②**

※ 養子縁組により年の途中で贈与者の直系卑属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

2.2.6 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）

贈与を受けた財産の種類や価額などを入力し「入力終了」をクリックします。

一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力） 当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

【1/15件目を入力中】

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日【必須】

(2) 贈与を受けた財産の種類【必須】 種類

(3) 贈与を受けた財産の細目【必須】 細目

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等 利用区分 銘柄・名称等

(5) 財産の所在地 [全角60文字以内]
※ 預貯金、有価証券及び生命保険金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額【必須】 [10桁以内] 円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。 財産の追加

■ 贈与を受けた財産の種類等の入力

財産の種類、細目及び利用区分を順にプルダウンメニューから選択します。選択できるプルダウンメニューは【参考1】のとおりです。

【参考1】 贈与を受けた財産の種類等の例

種類	細目	利用区分 銘柄・名称等
土地（路線価地域） 土地（倍率地域）	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権、居住建物 [※] の敷地の用に供される土地などの別
	田、畑	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	山林	普通山林、保安林の別
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉水地、雑種地の別
家屋	家屋、構築物	家屋については自用家屋、貸家、居住建物 [※] の別 構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金、住宅取得等資金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
有価証券	上場株式等、株式等（配当還元方式）、株式等（その他の方式）、公債・社債、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券	その銘柄

※「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

■ 財産の所在地の入力

【参考2】を参照し、贈与を受けた財産に応じて財産の所在地を入力します。

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)

[当画面の入力例](#)

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

[1/15件目を入力中]

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】 令和 5 年 9 月 19 日

(2) 贈与を受けた財産の種類
【必須】 種類 現金、預貯金等

(3) 贈与を受けた財産の細目
【必須】 細目 現金、預貯金等

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等
利用区分 現金
銘柄・名称等

(5) 財産の所在地
※ 預貯金、有価証券及び生命保険金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

[全角60文字以内]
千代田区霞が関3丁目1番1号

【参考2】贈与を受けた財産の所在地の入力内容

贈与を受けた財産	財産の所在地
現金	贈与者（財産をあげた人）の住所
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称
有価証券	発行法人の所在地と名称（公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称）
生命保険金	支払保険会社の所在地と名称

(1) 贈与財産が宅地（路線価方式）の場合

贈与を受けた財産の①数量(m)、持分割合（持分がある場合）、財産の単価を入力し「計算」をクリックすると、②「財産の価額」欄に自動で計算結果が表示されます。

2 不動産の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

[財産の評価方法はこちら](#)

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

①

財産の数量(m)
※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。 [10桁以内] 165.00 (m²)

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。● はい ○ いいえ [各7桁以内] 1 / 2

財産の単価
(路線価方式の土地の1㎡当たり) [10桁以内] 270,000 円 **計算**

②

固定資産税評価額
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。
※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。 [10桁以内] 円

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ [各7桁以内] /

固定資産税評価額に掛ける倍数
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 [4桁以内] 倍 **計算**

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

②

財産の価額
【必須】 [10桁以内] 22,275,000 円

(2) 贈与財産が宅地（倍率方式）や家屋の場合

贈与を受けた財産の①固定資産税評価額、持分割合（持分がある場合）、固定資産税評価額に掛ける倍数を入力し「計算」をクリックすると、②「財産の価額」欄に自動で計算結果が表示されます。

①

固定資産税評価額
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。
※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。 [10桁以内] 745,600 円

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ [各7桁以内] /

固定資産税評価額に掛ける倍数
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 [4桁以内] 1.1 倍 **計算**

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

②

財産の価額
【必須】 [10桁以内] 820,160 円

2.2.7 取得財産の入力結果（一般の贈与）

祖父（国税一郎）からの贈与について、入力した内容が一覧で表示されるので、内容を確認し「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力（一般の贈与） 当画面の入力例

贈与者名: 国税 一郎

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	令和5年9月19日 5,000,000円	修正	削除

一般の贈与（暦年課税）の財産を追加する

< 戻る 入力終了（次へ） >

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
修正	削除

一覧の入力内容を追加する場合

本画面で表示されている贈与者からの贈与財産について、贈与財産の追加を行う場合は「一般の贈与（暦年課税）の財産を追加する」をクリックします。

一般の贈与（暦年課税）の財産を追加する

2.2.8 取得財産の入力結果

贈与者ごとに入力状況が一覧で表示されるため、内容を確認し「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。

該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一部	特例贈与財産	令和5年 9月 19日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除
2							
3							

[贈与者を追加する](#)

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

[相続時精算課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出する方はこちら

< 戻る (提出方法の選択等へ)ここまでの入力内容を保存する入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
修正	削除

一覧の入力内容（一般の贈与）を追加する場合

他の贈与者の追加を行う場合は「贈与者を追加する」をクリックします。

[贈与者を追加する](#)

■ 他の項目を追加する

一般の贈与のほかに特例の適用を受ける財産を追加で入力する場合には、該当するボタンをクリックし入力を進めます。

取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。

該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特例 贈与財産	令和5年 9 月 19 日	現金、預貯金等	5,000,000円	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>
					円		
					円		

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000 万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500 万円)

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限(令和5年分は令和6年3月15日(金))までに、贈与税の申告書及び添付書類を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

[配偶者控除の特例](#)(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する

登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- ・ 一般の贈与(一般税率)
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくは[よくある質問](#)をご覧ください。

[相続時精算課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出する方は[こちら](#)

参照 ▶ 以下のボタンをクリックした後の操作画面については、別マニュアルを参照。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

住宅取得等資金の非課税を適用する場合編
2.2.5 非課税の適用要件チェック (その1)

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000 万円)

配偶者控除の特例を適用する場合編
2.2.5 配偶者控除の特例要件チェック

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500 万円)

相続時精算課税を適用する場合編
2.2.5 特定贈与者等の入力

15

2.2.9 贈与税額計算結果表示

事例では、祖父（国税一郎）からの過去（令和4年分）の贈与について、暦年課税（特例税率）の適用を受けるために祖父との続柄を明らかにする書類を提出していますので、①贈与を受けた財産や②納付すべき贈与税額等の計算内容を確認後③「過去の贈与税の申告状況の入力」をクリックします。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果（申告書第一表）は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 科目 / 利用区分 / 銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	
i 特例贈与財産分 現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	令和5年 9月 19日	
	5,000,000円	
	円	
特例贈与財産の価額の合計額	(1)	5,000,000円
ii 一般贈与財産分 	円	
	円	
一般贈与財産の価額の合計額	(2)	円
配偶者控除額	(3)	円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4)	5,000,000円
基礎控除額	(5)	1,100,000円
(5)の控除後の課税価格	(6)	3,900,000円
(6)に対する税額	(7)	485,000円
外国税額の控除額	(8)	円
医療法人持分税額控除額	(9)	円
差引税額	(10)	485,000円
相続時精算課税分		
相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	円
相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	円
<small>農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特別株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。</small>		
課税価格の合計額	(13)	5,000,000円
差引税額の合計額	(14)	485,000円
農地等納税猶予税額	(15)	円
株式等納税猶予税額	(16)	円
特別株式等納税猶予税額	(17)	円
医療法人持分納税猶予税額	(18)	円
事業用資産納税猶予税額	(19)	円
申告期限までに納付すべき税額	(20)	485,000円
② あなたが令和6年3月15日（金）までに納付すべき令和5年分の贈与税額は 485,000 円 です。		
<small>【ご注意ください】 「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほか に、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当する ことを証する書類」を提出する必要があります。 </small>		
<small>なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。</small>		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ③ 過去の贈与税の申告状況の入力 </div>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> < 戻る ここまでの入力内容を保存する 入力終了（次へ）> </div>		

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

注意

- 過去の年分において同じ贈与者からの贈与について暦年課税（特例税率）の適用を受けていない場合や贈与者との続柄を明らかにする戸籍謄本などの書類を初めて提出する場合は、「入力終了」をクリックして次の画面へ進んでください。
- 税額の控除や納税の猶予の適用を受ける場合は、この画面から入力します。

2.2.10 過去の贈与税の申告状況の入力

入力した贈与者との続柄を明らかにする書類について、**提出した年分と税務署名**を入力し「入力終了」をクリックします。

※「入力終了」をクリックした後は、「贈与税額計算結果表示」画面へ戻りますので、その画面で「入力終了」をクリックして次の画面（2.2.11 住所・氏名等の入力）へ進んでください。

過去の贈与税の申告状況の入力

過去に、特例税率の適用を受けるために次の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分と税務署名を入力してください。

※ 提出した年分と税務署名を入力することで、あなたとこれらを入力した贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類の提出が不要になります。

[全角5文字以内]

No	贈与者の氏名	贈与者の続柄	提出した年分	提出した税務署名
1	コクゼイ イチロウ 国税 一郎	祖父	令和 ▾ 4 ▾ 年分	麹町 税務署
2				
3				
4				
5				
6				

2.2.11 住所・氏名等の入力

納付手続を確認後、①通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）や②住所・氏名等を入力し「次へ」をクリックします。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日（金）	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出等がされている方は、[こちら](#)をご参照ください。

1 郵便番号 [半角数字3桁] - [半角数字4桁]

※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。

※ 東日本大震災により避難されている方は、[こちら](#)をご参照ください。

2 住所

※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。

※ 東日本大震災により避難されている方は、[こちら](#)をご参照ください。

3 申告書等を提出する税務署名【必須】

税務署の所在地及び管轄区域

4 申告書等を提出する年月日

5 あなた（財産を取得した方）の氏名 フリガナ【必須】

6 あなた（財産を取得した方）の氏名 漢字【必須】

7 マイナンバー（個人番号）

※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。

8 職業

9 電話番号

①

②

✓申告書等作成終了
次へ >

< 戻る

ここまでの入力内容を保存する

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

納付に関する表示について

贈与税額がある場合に、利用できる納付方法について案内が表示されます。
 ※「スマホアプリ納付」と「コンビニQR納付」については、**贈与税額が30万円以下**の場合に案内が表示されます。

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日(金)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。メッセージボックスから納付手続を行ってください。 利用可能なPay払いは こちら をご確認ください。 <注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
コンビニQR納付	申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。 利用可能なコンビニエンスストアは こちら をご確認ください。  <注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に用意しています。	令和6年3月15日(金)	不要です

注意

納付手続には様々な方法がありますので、ご自身で選択し上記の期限までに手続を行ってください。

※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

■ 通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）

e-Tax（マイナンバーカード方式のみ）で送信する場合に表示されます。

なお、初期設定では「いいえ」が選択されているため、**e-Taxでの通知※を希望する場合は、「はい」を選択します。**

※贈与税に関する通知書は、「加算税の賦課決定通知書」のみとなります。

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知](#)を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

参考

通知等の選択で「いいえ」を選択した場合は、書面で通知書が送付されます。

注意

「住所・氏名等の入力」画面より先の画面については、画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。

書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください。